

MIKROCK '19 出店規約

第1条 (目的)

この規約（以下「本規約」という。）は、MIKROCK 実行委員（以下「主催者」という。）が実施する野外ロックフェスティバル、「MIKROCK '19」に参加する飲食店、物販店等（以下、「出店者」という。）の出店に関して必要な事項を定め、MIKROCK '19 を安全で安心して楽しめるイベントとし、もって若者の音楽業界への進出の機会を設け、堺市の活性化及び世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」のPRに貢献することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規約は、MIKROCK '19 会場区域に飲食その他物販等を目的として出店しようとする全ての者に適用する。

第3条 (出店の申請)

飲食、その他物販等を目的として出店をする者は、出店参加申込書を指定された期限までに主催者へ提出するものとする。

第4条 (誓約)

出店者は、自ら、ならびに出店に関与する者が暴力団員等反社会的勢力と関係がないことを表明するため、申込みと併せて誓約する。

第5条 (出店場所及び期間)

出店場所及び各店の配置は主催者が小間を割り当てることによって決定し、出店者に対して通知するものとする。小間のサイズ・広さは第7条による。

(2) 出店者は、前項の出店場所について、異議申し立て及び損害賠償等を問うことはできない。

(3) 出店場所の使用期間は、2019年10月26日（土）から2019年10月27日（日）までとする。なお、搬入搬出等、時間については、別に通知するものとする。

(4) 前項の期間につき、原則として2日間連続して出店するものとし、主催者の対応が可能な場合に限りいずれか1日だけの出店を認めるものとする。但し、この場合の出店料について減額することはできない。

第6条 (キッチンカー)

キッチンカーによる出店の場合は、第3条、第4条、第5条と同様とする。

(2) MIKROCK '19 会場区域においてキッチンカーによる事故等が発生した場合は、主催者に迷惑をかけず、自己の責任により処理をしなければならない。なお、主催者に重大な過失がある場合はこの限りでない。

第7条 (協賛金)

出店者は、出店しようとする店舗の様式に対応する次の協賛金を、主催者の指定する金融機関に振込送金により支払うものとする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

店舗の様式	小間の広さ (単位 mm)	協賛金 (税込)
① ハーフサイズ	間口 2,700 × 奥行 3,600	金 32,400 円
② フルサイズ	間口 5,400 × 奥行 3,600	金 54,000 円
③ キッチンカー	間口 7,000 × 奥行 3,000	金 32,400 円

指定振込先

金融機関名	口座	口座名
大阪信用金庫 三国ヶ丘支店	普通口座 0025830	カ) ファブコーポレーション

第 8 条 (駐車場)

出店者は、主催者に対し駐車場の貸し出しを有償にて求めることができる。

物品名	個数	料金 (税込)
駐車場	1 台	別に定める

第 9 条 (出店者による出店の取消し)

出店者は、主催者にその旨を書面で申し出て、承諾を得た場合、いつでも出店を取消することができる。この場合において、協賛金の返還はしないものとする。

第 10 条 (保健所の営業許可証)

飲食の出店者は、自己の出店に対応する有効な営業許可証の写しを次の期日までに主催者に提出しなければならない。

営業許可証提出期限	2019 年 9 月 26 日 (木)
-----------	---------------------

第 11 条 (生産物賠償責任保険)

飲食の出店者は、自己の出店に対応する有効な生産物賠償責任保険 (PL 保険) 証の写しを次の期日までに主催者に提出しなければならない。

PL 保険証提出期限	2019 年 9 月 26 日 (木)
------------	---------------------

第 12 条 (出店資格等)

主催者は、出店者が次の各号のいずれかに該当する場合は出店を認めない。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)
2. 暴力団員または暴力団員等がその事業活動を支配するもの
3. 法人でその役員、または主要な使用人が暴力団員等であるもの
4. 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの
5. 暴力団、または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力、若しくは関与しているもの
6. 住所不明、素行不良者等出店者、または事業者としてふさわしくないもの

第 13 条 (名義貸しの禁止)

出店許可は、出店者本人に対するものであり、名義貸し、出店許可の転貸等についてはこれを禁止する。また、開催中に判明した場合は、即時撤去を命じる。

第 14 条 (身分証明書の携行・掲示)

出店者は、出店の申請をした者と同一人であることを証する身分証明書 (写真添付のもの) を携行するものとし、主催者より求められた場合には、当該身分証明書を掲示しなければならない。

第 15 条（販売価格の基準の設定）

主催者は、飲食物の不当に安くまたは高い値段の設定を避けるため、販売価格の基準を設けるものとし、出店者は、MIKROCK '19 の開催趣旨に鑑み、これに応じるよう努めるものとする。

第 16 条（その他の遵守事項）

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 法律で禁止されている物品、または MIKROCK '19 の品位を損なう物品を販売しないこと
2. 食品販売を扱う出店者は、事前に保健所の飲食店営業等の許可を得ること
3. 火気を使用する出店者は、消火器を常設すること
4. ゴミ類は出店者の責任において処理すること
5. 交通法令を遵守し、物品の搬出入にあたっては交通の支障にならないよう努めること
6. 使用する車両は指定された駐車場へ駐車すること
7. MIKROCK '19 終了後は使用前の状態に復すること
8. MIKROCK '19 終了後は速やかに閉店し、会場から退出すること

第 17 条（撤去等の措置）

主催者は、本規約に違反する出店者に対して、撤去等必要な措置を講じることができるものとし、これによって出店者の損害が生じても主催者は何らこれを賠償しないものとする。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

第 18 条（店舗の管理および免責）

テント内の管理は出店者の責任とし、主催者は、テント内の損害、盗難、紛失、破損等については一切の責任を負わない。

第 19 条（保険と補償）

出店者は、他のテント、会場の設備および人身等に故意に損害を与えた場合は、その補償は出店者の責任となり、主催者は一切の責任を負わない。なお、主催者は独自にイベント保険に加入するものとする。

第 20 条（不可抗力による中止）

主催者は、天災その他の不可抗力、主催者が危険と判断した場合などにより、出店を中止または期間等を短縮する場合において、主催者は、協賛金の全部または一部を返還するものとする。

第 21 条（主催者による出店の取消し）

主催者は、出店者が次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、出店を取消することができる。なお、主催者は、理由のいかんを問わず、既納の協賛金およびその他各種料金は返還しない。また、これにより出店者に生じる損害等についての責任は一切負わない。会期中に出店が取消された場合、出店者は一切の出店行為を中止し、主催者の指示に従い、自らの費用をもって出店スペースを原状に回復し、主催者に返還しなければならない。

1. MIKROCK '19 の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
2. 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められた場合
3. 他の出店者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
4. 会場となる場所またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合

5. 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体であるものと認められる場合
6. 出店申込書に虚偽の記載をしていた場合
7. 出店申込書の記載事項に変更が生じ、主催者の承諾を得られない場合
8. 物販店において、知的財産権を侵害する物（模造品等）の展示があるものと認められる場合
9. 本規約の条項、出店概要およびその他主催者が別途定める規定に反した場合、または主催者の指示に従わない場合
10. 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合
11. その他 MIKROCK '19 の管理、運営上支障があるものと認められる場合

第 22 条（管轄裁判所）

主催者および出店者は、本規約から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、大阪地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第 23 条（その他）

この規約に定めのない事項については、出店概要の他、別途、主催者で決定するものとする。

附則

この規約は、2018 年 8 月 1 日から施行する。

2019 年 6 月 1 日改正